

【届出を対象とした募集(売出)金額】

募集金額

ブックビルディング方式による募集 367,625,000 円

売出金額

(引受人の買取引受による売出し)

ブックビルディング方式による売出し 2,559,189,000 円

(オーバーアロットメントによる売出し)

ブックビルディング方式による売出し 448,589,000 円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【募集の方法】

2025 年 12 月 16 日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。

引受価額は発行価額(2025 年 12 月5日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下、「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第 246 条の規定に定めるブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	250,000	367,625,000	216,250,000
計(総発行株式)	250,000	367,625,000	216,250,000

(注)1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

3 発行価額の総額は、会社法第 199 条第 1 項第 2 号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,730 円)の2分の1相当額を資本金に組入れることを前提として算出した見込額であります。

5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,730 円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は 432,500,000 円となります。

【募集の条件】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入 額(円)	申込株数単 位(株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	未定 (注)2	未定 (注)3	100	自 2025 年 12 月 17 日(水) 至 2025 年 12 月 22 日(月)	未定 (注)4	2025 年 12 月 23 日(火)

(注)1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2025 年 12 月 5 日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025 年 12 月 16 日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 2025 年 12 月 5 日開催予定の取締役会において、発行価額を決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び 2025 年 12 月 16 日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 2025 年 11 月 20 日開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、2025 年 12 月 16 日に資本組入額(資本金に組入れる額)を決定する予定であります。

4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 株式受渡期日は、2025 年 12 月 24 日(水)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7 申込みに先立ち、2025 年 12 月 9 日から 2025 年 12 月 15 日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分の基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分の基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 引受価額が発行価額を下回る場合は株式の募集を中止いたします。

【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	250,000	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、2025 年 12 月 23 日まで に払込取扱場所へ引受価額 と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受 価額との差額の総額は引受 人の手取金となります。
計	—	250,000	—

(注)1 引受株式数は、2025 年 12 月5日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2 上記引受人と発行価格決定日(2025 年 12 月 16 日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約
の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の募集を中止いたします。

【売出要項】

【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
	ブックビルディング方 式	259,300	448,589,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社
計(総売出株式)	—	259,300	448,589,000	—

- (注)1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる大和証券株式会社による売出しであります。売出数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少し、又は全く行わない場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社は、2025 年 12 月 24 日から 2025 年 12 月 26 日までの期間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の募集を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,730 円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所グロース市場への上場について

当社普通株式は、「第1 募集要項」における募集株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含め、大和証券株式会社を主幹事会社(以下、「主幹事会社」という。)として、2025 年 12 月 24 日に東京証券取引所グロース市場へ上場される予定であります。

2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、主幹事会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として当社普通株式を引受価額と同一の価格で当社株主より追加的に取得する権利(以下、「グリーンシュエオプション」という。)を、2025 年 12 月 26 日を行使期限として当社株主から付与される予定であります。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から 2025 年 12 月 26 日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内

においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、もしくは上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である栗山規夫及び柴田大介、貸株人である株式会社エールユー、売出人である JIC ベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合、ニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合、株式会社リブセンス、日本郵政キャピタル株式会社、HAKUHODO DY FUTURE DESIGN FUND 投資事業有限責任組合、池森ベンチャーサポート合同会社、UBV Fund- I Growth 投資事業有限責任組合、UBV Fund- I 投資事業有限責任組合、みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合、株式会社アガルート、三菱 UFJ キャピタル7号投資事業有限責任組合、林光洋、春田真及びその他1名、並びに当社の株主である中村哲朗及び福留大士は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後 90 日目(2026 年3月 23 日)までの期間(以下、「ロックアップ期間」という。)、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及び本募集等における発行価格又は売出価格の 1.5 倍以上の価格で、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。)を行わない旨を合意しております。

また、売出人である MIC イノベーション5号投資事業有限責任組合、Spiral Capital Japan Fund2号投資事業有限責任組合、SBI4&5投資事業有限責任組合及び NVCC8号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場日(当日を含む)後 360 日目(2026 年 12 月 18 日)までの期間、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及び本募集等における発行価格又は売出価格の 1.5 倍以上の価格で、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。)を行わない旨を合意しております。

加えて、当社の新株予約権を保有する柴田大介、中村哲朗、株式会社 SBI 新生銀行、合同会社タチアゲ、乙部智佳及びその他 83 名は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却等(ただし、新株予約権の行使により取得した当社普通株式の売却価格が本募集等における発行価格又は売出価格の 1.5 倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所取引での売却等を除く。)を行わない旨を合意しております。

さらに、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしに、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、本募集、グリーンシュエーション、株式分割及びストックオプション又は譲渡制限付株式報酬(ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものであり、かつロックアップ期間中における発行等の累計による潜在株式ベースの希薄化率が1%を超えないものに限る)にかかわる発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

ロックアップ期間終了後には上記取引が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間であっても、その裁量で当該合意の内容を全部もしくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2020年12月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月
売上高 (千円)	872,799	1,165,284	1,216,601	1,683,982	2,197,804
経常損失(△) (千円)	△120,344	△473,463	△621,981	△727,247	△383,095
当期純損失(△) (千円)	△124,827	△475,756	△624,271	△729,514	△270,464
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	321,722	321,722	321,722	413,256	413,256
普通株式 (株)	224,725	224,725	224,725	224,725	224,725
A種優先株式 (株)	21,970	21,970	21,970	21,970	21,970
B種優先株式 (株)	75,027	75,027	75,027	75,027	75,027
C種優先株式 (株)	—	—	—	91,534	91,534
純資産額 (千円)	1,227,585	751,829	127,557	922,975	663,207
総資産額 (千円)	1,773,678	1,464,297	1,339,466	2,132,596	1,771,498
1株当たり純資産額 (円)	△989.27	△3,106.33	△5,884.27	△9,130.53	△10,334.06
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純損失 (円)	△388.00	△1,478.78	△1,940.41	△1,880.98	△654.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—

自己資本比率	(%)	69.2	51.3	9.5	43.3	36.8
自己資本利益率	(%)	—	—	—	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△694,208	△343,214
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△5,623	△1,152
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	1,413,313	△179,184
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—	1,723,100	1,199,549
従業員数	(人)	53	87	86	122	123
(外、平均臨時雇用者数)		(38)	(65)	(71)	(78)	(69)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、第9期から第13期については1株当たり当期純損失であるため、記載していません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載していません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載していません。

5. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載していません。

6. 1株当たり純資産額については、優先株式の払込金額を控除して計算しております。

7. 第9期から第13期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載していません。

8. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

9. 第 12 期及び第 13 期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)に基づき作成しており、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、第 9 期、第 10 期及び第 11 期については、「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

10. 第 9 期、第 10 期及び第 11 期はキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目を記載しておりません。

11. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)等を第 11 期の期首から適用しており、第 11 期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

12. 第 13 期まで株式で調達した資金を用いて人材等の体制拡充含めた成長投資に充てており、損失を計上しております。

13. 減資について

株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少について

当社は、2025 年 11 月 20 日開催の取締役会において、新株式の発行(以下、「本件公募増資等」という)及び本件公募増資等と同時に、資本金の額を 15 億円(ただし、当該新株式発行により増加する資本金の額が 15 億円を下回る場合は、当該金額)、資本準備金の額を 15 億円(ただし、当該新株式発行により増加する資本準備金の額が 15 億円を下回る場合は、当該金額)をそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えることを決議しております。上記資本金及び資本準備金の額の減少(以下、「本件減資等」という。)は、会社法第 447 条第 1 項及び第 3 項並びに第 448 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき資本金及び資本準備金の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えるものです。本件減資等は、本件公募増資等と同時に、これにより増額する限度で行うものであるため、本件公募増資等の資本金の額及び資本準備金の額は、本件公募増資等前の資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ下回りません。当社が属する BtoB 受発注プラットフォーム市場は、DX 推進や人手不足を背景に中長期的な成長が見込まれる一方で、競争環境の激化や景気変動の影響を受けやすい側面も有しております。当社においては、成長領域への先行投資を継続しつつ、より柔軟な資本政策を可能とする財務基盤の構築が重要な経営課題であります。このような状況の中、当社としては、本件公募増資等によって財務基盤の強化及びこれに伴う投資余力の拡大等を図るとともに、併せて、本件減資等を実施することにより、当社の資本金の額は本件公募増資等後も引き続き 1 億円となるため、法人税法上の中小法人等として、過去 10 年以内に生じた繰越欠損金について課税所得の全額まで控除が可能となるなど、税法上、いわゆる中小企業向けの措置の適用を受けることが引き続き可能となります。これにより、本件公募増資等だけでなく、本件減資等についても、当社のキャッシュ・フローなどの財務基盤の強化及びこれに伴う投資余力の拡大等に資するものと考えております。また、当社としては、本件公募増資等本件減資等を通じて、財務基盤の強化及びこれに伴う投資余力の拡大等を図るととも

に、増加する資本金及び資本準備金を資本剰余金に振り替えることは、将来的な選択肢としての株主への利益還元を含めた資本政策の柔軟性を確保することにも繋がると考えております。

14. 2025 年9月 17 日付で普通株式1株につき 10 株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(I の部)』の作成上の留意点について」(平成 24 年8月 21 日付東証上審第 133 号)に基づき、第9期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第9期、第 10 期及び第 11 期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第9期	第 10 期	第 11 期	第 12 期	第 13 期
決算年月	2020 年 12 月	2021 年 12 月	2022 年 12 月	2023 年 12 月	2024 年 12 月
1 株当たり純資産額 (円)	△98.93	△310.63	△588.43	△913.05	△1,033.41
1 株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1 株当たり当期純損失 (円)	△38.80	△147.88	△194.04	△188.10	△65.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—

【関係会社の状況】

該当事項はありません。

【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025 年 10 月 31 日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
158 (31)	34.0	2.2	6,293

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社はマッチング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2)労働組合の状況

当社において労働組合は組成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3)管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成 27 年法律第 64 号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第 76 号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

【所有者別状況】

①普通株式

2025 年 10 月 31 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100 株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	17	—	—	8	25	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	32,748	—	—	8,572	41,320	560
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	79.25	—	—	20.75	100	—

【株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社エールユー (注)1、2	1,200,000	25.54
JIC ベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合 (注)1	540,210	11.50
栗山 規夫 (注)1、3	487,450	10.37
柴田 大介 (注)1、3	401,320 (136,120)	8.54 (2.90)
MICイノベーション5号投資事業有限責任組合 (注)1	240,080	5.11
ニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合 (注)1	234,860	5.00
株式会社リブセンス (注)1	234,840	5.00
Spiral Capital Japan Fund 2号投資事業有限責任組合 (注)1	210,080	4.47
SBI4 & 5投資事業有限責任組合 (注)1	120,040	2.55
日本郵政キャピタル株式会社 (注)1	120,040	2.55

(注) 1. 特別利害関係者等(大株主上位 10 名)

2. 特別利害関係者(当社の代表取締役により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)
3. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)
4. 特別利害関係者等(当社の取締役)
5. 当社の従業員
6. 当社の元従業員
7. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
8. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数です。